

# 公益財団法人広島県市町村振興協会評議員及び役員の費用弁償に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日

規 程 第 14 号

## (目的)

**第 1 条** この規程は、公益財団法人広島県市町村振興協会定款（以下「定款」という。）第 13 条第 2 項及び第 27 条第 2 項の規定に基づき、公益財団法人広島県市町村振興協会の評議員及び定款第 21 条第 1 項において定める役員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (費用の弁償)

**第 2 条** 評議員及び役員が、この法人の評議員会又は理事会等（以下「会議」という。）に出席したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、交通費実費の額とする。

## (費用弁償の種類及び金額)

**第 3 条** 評議員及び役員が遠隔地から、会議に出席するため、特別の経費を要する場合は、この法人の旅費規程において定める職員の旅費に準じてその費用を支給することができる。

## (支給方法)

**第 4 条** 会議に出席する都度、現金により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が指定する金融機関への振り込みの方法によって支払うことができる。

## (委任)

**第 5 条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人広島県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。